

Title	唐宋時代の倉庫に就いて
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.2 (1925. 5) ,p.69(229)- 94(254)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19250500-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐宋時代の倉庫に就いて

- 第一 邸
- 第二 店
- 第三 樓
- 第四 廊
- 第五 堆 垛 場
- 第六 場 坊
- 第七 結 語

第一 邸

唐宋時代に於ては、今日謂ふところの倉庫、即ち堅牢な建物を備へて他人の貨物を保管するといふ一種の營業が行はれた。さうして其の建物は邸・店・樓など様々の名に依つて呼ばれた。以下次を逐うて

唐宋時代の倉庫に就いて (加藤)

其れを考證して見よう。

唐律の中には屢邸店の語が見えるが、同四卷名例、平贓者の疏議に

邸店者。居物之處爲邸。沽賣之所爲店。

と解釋して居る。唐の賈公彦の禮記王制の市廛而不稅の疏に

廛謂公家邸舍。使商人停物於中。直稅其所舍之處價。不稅其在市所賣之物。

とある。此れは王制の廛の説明で、官營倉庫の場合であるが、併し其の説明に用ひられた邸舍といふ語並に其の制度は唐代に行はれつゝあつたもので、唐律に謂ふ邸と全く同一であらう。又舊唐書卷百八十二 裴休傳には

時方鎮設邸閣。居茶取直。因視商人它貨橫賦之。道路苛擾。休建言。許收邸直。毋擅賦商人。

とあつて、方鎮が邸閣を置いて商人の茶を居かしめ、邸直即ち藏敷を取つたことが見え、新唐書卷五十四 食貨志には、同じ事實を叙して

武宗即位。鹽鐵轉運使崔珙。又增江淮茶稅。是時茶商所過。州縣有重稅。或掠奪舟車。露積雨中。諸道置

邸以收稅。謂不揚地錢。

と云つて居る。宋の宋敏求の長安志卷八 東市の條にも

市内貨財。二百二十行。四面立邸。四方珍奇。皆所集積。

とある。此等の邸も、唐律の邸並に王制疏の邸舎と同じ意味と受取られる。此く見來れば、唐代に於て邸といふ語が倉庫を意味しつゝあつたことは疑を納れぬ。邸は時としては旅舎の意味にも用ひられたので、其の例は、唐の李泌の枕中記、任蕃の夢遊錄等當時の文献に數多く見えて居る。顧ふに當時旅舎と倉庫とを兼ね營むものもあつたであらう。即ち所謂客商に對して、憩息寢食の場所と併せて、其の物貨を入れ置くべき倉庫を提供するものも少くなかつたであらう。されば邸といふ語には、自ら倉庫を意味する場合と、旅舎を意味する場合と、旅舎及び倉庫を意味する場合とがあつたと解すべきであらう。因みに言ふ、邸には此の外節度使の進奏院を指す場合もあつた。

宋代に於ても、初期の文獻には邸といふ語が屢見える。即ち續資治通鑑長編^{卷十} 太祖開寶三年二月の條に

忠武軍節度使宋偓。市邸店於所部。上聞之不悅。戊申徙偓爲靜難節度使。

とあり、同^{卷十} 開寶六年正月の條にも

盧多遜在翰林。因召對數毀短普。且言普嘗以隙地私易尙食蔬園。廣第宅。營邸店。奪民利。云云。

とあり、同^{卷七} 大中祥符三年二月甲申の條に

兗州言。會真宮成。給以閑田邸店蔬園。

とあるなど、一一列擧し難い。併乍ら其の後此の語を見るのが次第に稀れに爲つて、下に掲げたる房

廊などいふ言葉が専ら倉庫の意味に使用されるやうに爲るのである。因みに言ふ、右續資治通鑑長編の文には、大官が邸店を設置したこと、朝廷から宮觀に邸店を賜はつたことなどが見えるが、唐宋時代には朝廷並に王公官人等が倉庫を建て、人に貸附けることは寧ろ一種の流行であつたと謂つてよいやうである。随つて右のやうな記事が屢現はれるのは異しむに足らない。

邸の制度は奈良朝平安朝の頃我國にも輸入せられ、我國では津屋と稱したのであるが、(第七結語參照) 宋の熙寧中彼土に渡つた僧成尋の參天台五臺山記第一にも、杭州の倉庫を指して津屋と呼び、其の光景を次の如く叙して居る。

十三日壬日本延久四年四月戊月、宋熙寧五年小雨下。已時雨止。潮滿々來。音如雷聲。人々集出見之。造岸潮向來。奇怪事也。即出船了。未時著杭州湊口。津屋皆瓦葺。樓門相交。海面方疊石高一丈許。長十餘町。及江口河左右同前。大橋亘河。如日本宇治橋。云云。

海岸に建ち並んで倉庫の有様が髣髴として眼に浮ぶやうである。

邸の語は唐以前の文獻にも見える。即ち南史卷五十三梁武帝諸子傳、邵陵王綸の條にも、中大通四年爲揚州刺史。綸素驕縱。欲盛器服。遣人就市賒買綿采絲布數百疋。擬與左右職局防閣爲絳衿內人帳幔。百姓並關閉邸店不出。云云。とあり、隋書卷四十八楊素傳にも、素貪冒財貨。營求產業。東西二京。居宅侈麗。朝毀夕復。營繕無已。爰及諸方都會。處邸店水磴并利田宅。以千百數。云云。とあつて、邸店の

語を載せて居るが、此れは唐宋の載籍に見える邸店と同義であつて、所謂邸は倉庫に外ならぬであらう。されば倉庫業が起り、且つ其れが邸と呼ばれたのは、少くとも六朝末期からのこと、見なければなるまい。

第二店

店といふ語が、商店を意味したことは、前章に掲げた如く、唐律疏議に沽賣之所爲店とあるに依つて明かである。併し店には、此の外約二つの意味があつた。一つは旅舎で、今一つは倉庫である。

宋の宋敏求の河南志に據つたと認められる元河南志一卷唐の洛陽南市の條には

隋曰豐都市。東西南北居二坊之地。其内一百二十行。三千餘肆。四壁有四百餘店。貨賄山積。云云。

とあつて、長安志東市の條に邸とあるのを、茲では店と云つて居る。又舊唐書食貨志下には

大中六年正月。鹽鐵轉運使裴休清。諸道節度觀察使置店。停上○上は止茶商。每斤收揚地錢。并稅經過商

人。頗乖法理。今請釐革橫稅。以通舟船。云云。

とあつて、前章に掲げた如く、舊唐書裴休傳に邸とあるのを、店と云つて居る。此れに依つて、唐代、邸が一つに店と呼ばれたこと、即ち店といふ語が倉庫の意味にも用ひられたことが知られる。舊唐書食貨志上には

十二年^{和元}鹽鐵使程昇奏。應諸州府先請置茶鹽店收稅。^{中略}伏以權稅茶鹽。本資財賦。贍濟軍鎮。蓋是從權。昨兵罷。自合便停。事久實爲重斂。其諸道先所置店及收諸色錢物等。雖非擅加。且異常制。伏請準赦文勒停。從之。

とあつて、諸州府に茶鹽店を置いて諸色錢物を收めたことが見える。茶鹽店とは、蓋茶鹽の倉庫で、諸州府は茶鹽商人を強制して貨物を茲に預け入れしめ、藏敷を徵收したことであらう。

因みに云ふ、邸及び店には上に述べたやうな様々の意味があつたのだから、邸店といふ熟字も亦種々の意味を持ち得た筈である。顧ふに邸店の語は、倉庫と商店を意味する場合もあれば、倉庫と旅館とを意味する場合もあり、又單に倉庫を意味する場合もあつたのであらう。

第三樓

倉庫は又樓とも呼ばれた。

新唐書^{卷二百一十四下}高駢傳には

上師鐸^{○畢}出駢^{○高}囚南第。稠^{○秦}麾下求無厭。燒貢奉樓數十楹。取珍寶。始駢自乾符以來。貢獻不入天子。貨貨山積。^{○中略}至是爲亂兵所剽略。

とあり、資治通鑑^{卷二百五十七}唐僖宗、光啓三年四月の條にも

是日宣軍（秦稱の軍を指す、魏に宣州刺史使奉彦の部下なるが故に之を宣軍と謂ふ）以所求未獲。焚進奉兩樓數十間。實貨悉爲煨燼。

とあつて、淮南節度使高駢が貢奉を名として財貨を蓄へた建物を樓と呼んで居る。唐會要卷八漕運の條には

二十八年元開九月。魏州刺史盧暉。開通濟渠。自石灰窰引流至州城西。都注魏橋。夾州製樓百餘間。以貯江淮之貨。

とあつて、樓を製つて江淮の貨を貯へたことを載せて居る。又、宋の釋文瑩の玉壺野史卷三には

周世宗。顯德中。遣周景大濬汴口。又自鄭州導西濠達中牟。景心知汴口既濬。舟楫無壅。將有淮浙巨商。貿料斛賈。萬貨臨汴。無委泊之地。諷世宗。乞令京城民環汴栽榆柳起臺榭。以爲都會之壯。世宗許之。景率先應詔。踞汴流中要。起巨樓十二間。方運斤。世宗輦輅過。因問之。知景所造頗喜。賜酒犒其功。不悟其規利也。景後邀巨貨於樓。山積波委。歲入數萬計。今樓尙存。

とあつて、周の顯德中、周景が汴河の岸に樓を起こし、淮浙の商賈の巨貨を邀へて、歲入數萬計を得たことを載せて居る。新唐書及び通鑑に見える樓は單なる財物貯藏の場所即ちくらの意味に過ぎないが、玉壺野史の樓は確かに營業用の倉庫である。唐會要の樓の性質は詳でないけれども、其れが百餘間といふ廣大な建物であつたことから推せば、官府の用に充てるのみでなく、商人の貨物をも預かつたらしく察せられる。若し果して左様であつたとすれば、此れ亦倉庫に外ならぬ。

宋の魯應龍の閑窓括異志には

淳祐甲申春。余館於沈氏書塾。因寓宿焉。○中略方篝燈披閱卷帙。忽有人報。街外鼓聲甚急。倉皇使人視之。

乃市樓失火。□□□□□煙焰燭天。衆力擁救。僅免延燎。云云。

とあつて、市樓の語が見えるのが、此れも、自家用のくらか、他人の貨物を預かる倉庫か、二つの中孰れかであらう。

宋史職官志五に依れば、太府寺の所屬に店宅務といふものがあつて、官有の房屋邸店に關する事務を掌ることゝ爲つて居るが、此の官署は始めには樓店務と呼ばれた。此れは、續資治通鑑長編卷三太宗端拱二年十二月の條に

國初有樓店務。太平興國中。改爲左右廂店宅務。是歲併爲都店宅務。以所收錢供禁中脂澤之用。云云。

とあるに依つて知られる。尙ほ乾道臨安志卷二倉場庫務の條、咸淳臨安志卷五官寺四、臨安府、務の條等に樓店務の名の見えるのに依れば、店宅務は、少くとも孝宗以後に於ては樓店務の舊稱に復したと解しなければなるまい。樓店務の樓は勿論倉庫の意味であらう。

現在、支那で、倉庫を樓と呼ぶことは聞かないけれども、くらは或地方では樓と稱へられるやうである。王立亞細亞協會雜誌卷十八に載つて居るムール氏の泰山と題する記文に依れば、山東省泰安府の近村には樓と呼ぶ高さ長方形の建物多く、主として避難處として用ひられるとのことであ

る。就中泰安府の束約九哩にある張氏の樓は、之と稍離れて煉瓦造りの階段が設けられ、其處から刎橋を渡つて樓の二階の窓にはいるやうに爲つて居り、一階には窓も入口も無い。それで土匪の襲撃などを受けた場合には、家族悉樓に籠もり、中から刎橋を引上げて侵入の路を絶つやうにしてあるといふ。尙ほムール氏は張氏の樓の寫眞をも載せて居るので、複寫して本號の口繪とした。顧ふに泰安附近の樓は、平時は資財を蓄藏し、非常の際には避難處に充てるものであらう。此の樓は唐宋の樓（くらとしての）の後裔であらう。其の構造や使用法などには幾多の相違があらうけれども、比較的高層の建築で財物を蓄藏する場所であることは、二者共に通であらう。

第四 廊

第六章に詳説するが如く、宋代に於て倉庫は一つに場坊（又は場房）と呼ばれたのであるが、夢梁錄卷十場房の條には

上置場房家。月月取索假賃者管巡廊錢會。顧養人力。遇夜巡警。不致疎虞。云云。○第六章に全文を引く

とあつて、場坊の主人が顧客から管巡廊錢會を徴したことを載せて居る。管巡廊錢會とは廊を管理し巡邏する爲めの錢及び會子の意味である。此れに依つて倉庫が廊とも呼ばれたのを知ることが出来る。又

開慶四明志七樓店務地、第一等の條には

上則東安郷。自府前街兩岸。取四明橋。自得仁寺前市。廊西街北岸。至貫前卷口。自貫前卷口市。廊南北岸。止永濟橋。云云。

とあつて、明州城内處々に市廊の有つたことを載せて居る。市廊の廊は管巡廊の廊と同義で、市廊は畢竟倉庫の意に外なるまい。市廊西街北岸・市廊南北岸などあるのは、倉庫が水次に設けられたことを示すものであらう。抑も樓は玉篇に廡下也とあり、廣韻、下平十一唐に、廡也。文穎曰廊殿下外屋。とあつて原と殿堂の外部に廻らされた「廊下」である。さうして其れから一轉して「廊下」に似た平屋作りの長い倉庫を意味するやうに爲つたのであらう。

續資治通鑑長編 卷三百十五 神宗、元豐四年八月辛酉の條に

後苑房廊所言。蔡河南房廊屋。并舊左驕驥院修葺。寄圃蔡河賈人穀。及堆垛六路百貨。從之。

とあつて、蔡河の南の房廊の屋並に其他を修葺して商人の穀貨を預かることが見える。寄圃の寄は預かること、圃は穀物を蓄へること、堆は堆積の意である。蔡河は陳蔡より來り、戴樓門を経て汴京外城に入り、陳州門を出でて東南に流れ去つたのであつて、倉庫の置かれた場處は詳でないが、顧ふに外城内に於ける蔡河南岸か、若しくは蔡河の城に入らんとする處即ち戴樓門外であつたと見て大過あるまい。次に同、己巳の條にも

都大提舉汴河隄岸宋用臣言。本司沿汴及京城所房廊地。並召人僦納官課。云云。

とあつて、房廊の地を人に貸して官課を納めしめることが見える。此れは房廊用の土地を貸して一定の料金を納付させることを謂ふのであらう。同卷三百五十九元豐八年九月乙未の條にも

中書者言。在京免行錢。既與放免。并汴河提岸司京城所房廊。並撥隸戶部左曹。云云。

とあつて房廊の語が見える。又建炎以來繫年要錄卷百七十一紹興二十六年正月丙辰の條にも

少傅寧遠軍節度使兼領殿前都指揮使職事楊存中言。本司諸軍入隊官兵。依時教閱。不曾有闕人數。兼無私役軍士外。逐軍雖有酒坊・解庫・房廊・鹽米等鋪。各和雇百姓開張。依市價出賣。云云。

とあり、同卷百八十四紹興三十年三月丁亥の條には

詔臨安府。在城自紹興二十一年以後。官司續置到房廊賃錢。並減三分之一。

とあり、宋史食貨志下一、會計、政和七年の條には

淮南漕臣張根言。天下之費。莫大土木之功。其次如人臣賜第。○中其次如田園房廊。雖不若賜第之多。然

日削月朘。所在無幾。云云。

とあり、同卷三百八十七汪應辰傳には

德壽宮○高宗方磴石池。以水銀浮金鳧魚于上。上○孝宗過之。高宗指示曰。水銀正乏。此買之汪尙書家。上

怒曰汪應辰力言朕置房廊。與民爭利。乃自販水銀邪。

とある。房廊の語は南北兩宋の文獻に尙ほ數多く見えるけれども、茲には省略する。廊は既に述べた如

倉庫を意味する。房は家屋の義で、房縉房錢など言へば家賃を指すことゝ爲る。房廊と熟した場合にも、房は廣く家屋を意味することもあつたらうが、又主として商店を指すこともあつたであらう。唐及び宋初期の文献に邸店とあるのが、宋中期以後の記録では房廊と呼ばれたやうであるが、顧ふに房廊の語は、邸店と同様、倉庫と商店とを意味する場合もあり、倉庫と旅館とを指す場合もあり、又専ら倉庫を指す場合も有つたであらう。建炎以來繫年要録、紹興二十六年正月丙辰の條に、逐軍雖有酒坊解房庫廊鹽米等鋪。各和雇百姓開張。依市價出賣。とある房廊の如きは、酒坊（酒店）解庫（質屋）等と共に列擧された點などから觀て、或特殊の營業と受取られるから、狭い意味に取つて倉庫若しくは倉庫旅館兼業と解釋するのが妥當であらう。要するに、房廊の意味は場合に依つて多少の出入はあるが、何れにしても其の中に倉庫の包含されて居ることは疑を納れない。尙ほ右繫年要録の文には酒坊解庫房廊等は百姓を和雇して開張せしむとあるが、此れは言換へれば、此等のものを百姓に貸附けて營業させることゝ爲るのであらう。顧ふに、官有の倉庫は、次章に説くところの堆垛場の如く、官自ら經營するものもあつたけれども、通常は民に貸附けて營業させ、一定の料金を收めたのであらう。本章の初に掲げた續資治通鑑長編卷三百十五元豐四年八月辛酉の條に、蔡河南の房廊其他を修葺して賈人の穀貨を預かることが見えるが、此れは次章にも述べるやうに、房廊其他に大修繕を加へて、堆垛場といふ特殊の官營倉庫を設けた記録である。されば、此れを以て、堆垛場に於て官自ら倉庫業を營んだ事證とすることは出来る。

れども、一般房廊に於て官自ら其れを營業した事例とすべきではない。

第五 堆 垛 場

續資治通鑑長編卷三 元豐二年十月己亥の條に

都大提舉導洛通汴司言。汴河綱船。久例附載商貨入京。致重船留阻。兼私載物重四百斤以上。已抵重刑。今洛水入汴。不至湍猛。自今商貨至泗州。官置場堆垛。不許諸綱附載。本司置船。運至京。令輸船脚錢。從之。詔自泗州至京。民間載穀船。官悉籍記。自今毋得增置。收力勝錢。視舊增三之一。導洛司船。增至千五百艘。

とあつて、汴河の綱船（賦稅輸送船）に商貨を附載することを禁止し、其の代はりに泗州に場を置いて商貨を堆垛し、別に官船を置いて之を京師に運送せしめ、民間の運送船は現在以上に増設するを禁じたことを載せて居る。此れは言ふまでもなく官の収入の増加を圖つたものであつて、官船に依つて貨物を運送された商人は運賃納付の義務を負はされたのである。場中に貨物を堆垛するが爲めに一般に料金を取られたかごうかは詳でないけれども、若し貨物を一時場中に置き、次に民船に託して京に運送する場合には、藏敷を徴收されたと見なければなるまい。堆垛は前にも一言した如く堆積の意味である。垛は本來弓の的を懸ける爲めに砂を盛つた處を射す言葉であるが、轉じて堆積の意味にも使はれたので、概

唐宋時代の倉庫に就いて（加藤）

其瓦木各垛一處（太平御覽卷二百四十三に引かれた温庭筠乾牒子の文）といふ用例も見える。次に同書卷三元豐三年三月丁亥の條には

都大提舉導洛通汴司宋用臣言。近泗州置場堆垛商貨。本司承攬般載。將欲至京。乞以通津水門外順成倉爲堆垛場。從之。

とある。通津門の所在は詳でない。併乍ら、東京夢華錄卷一に依れば、順成倉は東水門外に在つたのだから、所謂通津門は東水門を指すのであらう。東水門は、汴京外城東壁の東南に設けられた、汴河の水門である。此の文に依つて、元豐三年に至つて汴京城外にも堆垛場を置いたことが知られる。

右の事實は、宋史食貨志下八、商稅の條にも見える。さうして元豐二年の條には
導洛通汴司清置堆垛場於泗州。云云。

と云ひ、堆垛場の語を使用し、其の下文に於ては、垛場、物貨場とも云つて居る。

尙ほ上に引用した續通鑑長編卷三十三元豐三年三月丁亥の條の原注に

二年十月四日。初置泗州堆垛場。四年八月七日。蔡河又置。

とあつて、元豐四年八月七日、蔡河にも堆垛場を置いたことを載せて居る。八月七日は辛酉に當るから此れは、正しく、前章に引いた同年同月辛酉蔡河南の房廊其他を修葺して蔡河賈人の穀を寄圍し、及び六路の百貨を堆垛することを指すものに外ならぬ。要するに堆垛場と稱する官營の大倉庫は、泗州・京

城外・蔡河南の三個所に置かれたのである。此等の倉庫が哲宗の初に至つて廢止せられたことは、宋史食貨志下八に詳である。

第六場坊

場坊は、當時に於ては安全設備の比較的完全に近い倉庫で、就中杭州の其れが最も著名であつた。耐得翁の都城紀勝、坊院の條に

上略城中北關水門内。有水數十里。曰白洋湖。其富家於水次起迭。○迭は造の誤りである。下に引く。場坊十數所。如く夢梁錄には造に作つて居る。

每所爲屋千餘間。小者亦數百間。以寄藏都城店鋪及客旅物貨。四維皆水。亦可防避風燭、又免盜賊。甚爲都城富室之便。其他州郡無此。雖荆南沙市太平州黃池。皆客商所聚。無此等坊院。

とあつて、杭州城中、北關水門内に十餘所の場坊が在つて、四面に水を環らして、火難盜難を防ぎ、土著商人又は客商の物貨を保管したことを述べて居る。吳自牧の夢梁錄卷十場坊の條には

上略城郭内北關水門裏。有水路。週廻數里。自梅家橋至白洋湖方家橋。直到法物庫市舶前。有慈元殿及富豪内侍諸司等人家。於水次起造場坊數十所。爲屋數千間。專以假賃與市郭間鋪席宅舍及客旅。寄藏物貨并動具等物。四面皆水。不惟可避風燭。亦可免偷盜。極爲利便。蓋置場坊家。月月取索假賃者。管巡廊錢會。顧養人力。遇夜巡警。不致疎虞。其他州郡。如荆南沙市。太平州黃池。皆客商所聚。雖云浩繁。亦恐無

此等穩當房室矣。

とある。此れは、都城紀勝の文を本として更に敷衍増補したものであつて、此れに依つて、塌坊に物貨を預ける人は管巡廊錢會といふものを支拂つたこと、塌坊に於ては夜間壯丁をして巡邏警戒せしめたことなどを知ることが出来る。塌坊の坊を夢梁錄には房に作つて居るが、當時此の二字は屢同義に使用されたから、塌坊の場合に於ても、坊と房と交々用ひられたであらう。尙ほ都城紀勝の文の末尾に雖荆南沙市太平州黃池。皆客商所聚。無此等坊院。とあり、夢梁錄にも略同意の記述が見えるのであるが、此れは杭州白洋湖畔の塌坊の如き完全な設備ある塌坊は沙市黃池等にも無いといふことで、塌坊其物が杭州にのみ存するといふ意味ではない。建炎以來繫年要錄卷百八十八紹興三十一年正月壬辰の條に

侍御史汪徹。殿中侍御史陳俊卿言。臣等常再論劉寶罪惡。乞奪其節鉞。投之荒裔。未蒙施行。今復有訪聞事迹。擇其灼然者。更爲陛下言之。○中略逮逵者一選鋒使臣。專任爲回易庫監官。開激賞等庫於市中心。置塌坊柴場於江口。分布錢物。差入於荆湖福建。收南貨。絡繹不紀。每將諸軍請受銀并折色公據。盡行拘收。明取暗尅。歲月深遠。不知紀極。云云。

とあつて、劉寶が、其の部下逮逵を用ひて、塌坊柴場を江口に設置せしめたことを載せて居る。劉寶は此の時御前諸軍都統制として鎮江府に駐劄して居たから、塌坊の設けられた場所は鎮江府の長江沿岸であつたと解しなければならぬ。宋の鎮江府は、明清の江蘇省鎮江と同一で、今の丹徒縣が其の遺趾であ

る。塌坊が杭州以外にも存在したことは、此れに依つて分明である。更に都城紀勝及び夢梁錄の文を玩味するに、杭州に於ても塌坊は必しも自洋湖附近のみに存したのではなく、惟だ四面水を環らした防備堅固な塌坊が専ら此處に設けられたやうである。蓋塌坊は廣く倉庫を意味するのであつて、四面水を環らした倉庫が此の名を獨占したのではあるまい。

續資治通鑑長編 卷三百五十六 元豐八年五月乙未の詔の中に、

萬木場天漢橋及四壁果市。京城麪羊圈東西麪市牛圈樅麻場肉行西塌場各廢罷。云云。

とあつて、修完京城所管の西塌場を廢罷したことが見える。此れに依つて、元豐中、一時にもせよ、汴宗に官設の塌場の存したのを知ることが出来る。塌場は塌坊と同義であらう。

塌坊・塌場の塌は如何なる意味であつたらうか。ニュー、チャイナ、レヴユウ第二卷第二號に載せられたムール氏の「臨安の耐火倉庫」といふ小論文には、モリソン氏及びウィリアムス氏の辭書に塌を解して“Below the surface of the ground”と云つて居ること、此れは康熙字典等に地底下也とあるに本づいて居ることを擧げて、塌に窖又は地下室の意味あることを述べ、而して杭州の土は砂多くして窖を造るに適しないことを指摘し、又マルコポーロ旅行記行在（杭州）の條に、石もて高塔（ユール氏譯本に lofty tower とある）を造り、貴重品を蓄へる記事あることを示して、塌坊は此の高塔に當るらしいけれども塌字には左様の意味の無いといふことを異しんで居る。他の事は姑く措き、塌字の解釋は明かに

誤謬である。康熙字典、場字の條には

集韻韻會。竝託盍切。音傷。地低下也。○中略又集韻。敵盍切。音篤。墮也。云云。

とあつて、集韻及び韻會を引いて、地低下也と云つて居る。地底下也とあるのではない。地低下也は、地、低下する也で、土地の下がつて低くなることを指す。此れを *below the surface of the ground* と譯したモリソン、ウイリアムス二氏も、又其れに本づいて窖・地下室など、解釋したムール氏も共に誤謬の譏を免れることは出来ない。然らば場坊の場は何を意味したであらうか。續資治通鑑長編卷二百六十九 神宗熙寧八年十月辛亥、御史中丞鄧綰の言に

今立法使民。凡所以養生之物。有餘者不敢停場租賃。不足者不敢蕃息營利。云云。

とあつて、停場し租賃すといふことが見える。文獻通考卷十 職役考二、嘉定二年の條にも

上之人憂之。於是又爲之限制。除質庫房廊停場店鋪牛賃船等外。不得以猪羊雜色估紐。云云。

とあつて、名詞としてとあるが、兎に角停場といふ語を掲げて居る。後世の書では、明律卷八 課程鹽法、舶商匿貨律にも

凡泛海客商舶到岸。即將物貨盡實報官抽分。若停場沿港土商牙儈之家不報者杖一百。云云。

とある。此等の例に於て、停場といふ語は、當時多く使用せられた停藏・居停などと同様、物貨を預け置くこと又は預け置かせることの意に用ひられて居る。尙ほ五代會要卷十 戶部、周廣順二年正月の敕には

略^上其空閑倒場店宅及空地。亦准此指揮。云云。

とあつて、倒場と見へ、夷堅丁志^{卷六}高氏飢蟲の條には、所謂飢蟲の形を叙して

略^上呼燭照其物。凝然頭尖匾。類場沙魚。身如蝦殼。長八寸。云云。

とあつて、場沙魚と見える。場沙魚ははせのやうな魚で、場沙とは沙を踐むとか沙にくつつくとかいふやうな意味であらう。又元の石君實が雜劇曲江池第二折には

略^上俺那女兒。也死心塌地。

とあつて、地に倒れることを塌地と云ひ、李壽卿が伍員吹蕭第三折には。

老的放心。等他來呵。我把那弟子孩兒鼻子。都打塌了他的。

とあつて、打倒すことを打塌了と云つて居る。以上列擧した用例と集韻・韻會の解説とを綜合して考へるに、場は本と物の墮ち若しくは倒れて地に著くことを意味したのであらう。さうして轉じて土地の低下することとも爲り、又地上に物を置くこととも爲つて、茲に停場といふ熟語を生じ、場坊といふ名稱をも發生せしめたのであらう。即ち場坊は物貨を停場する坊院の意で、場は物を預け置くことに外ならないであらう。

場坊とマルコポーロに見える杭州の高塔との異同も閑却し難い問題である。場坊は本來廣く倉庫を意味する語と考へられることは上述の如くである。マルコポーロの高塔は其の形狀から言へば樓に當るの

であるが、其れが倉庫營業に使用される以上は塌坊と呼んで差支無い筈である。さればポーロの高塔は塌坊ではあらうが、併し都城紀勝及び夢梁錄に記された白洋湖附近の四面に水を環らした塌坊に該當するかごうかは詳でない。此れを決定するには、ポーロの各種刊本を精査する必要があるから、他日に譲ることとする。

第一章に引用した如く、新唐書卷五十四食貨志には

諸道置邸以收稅。謂之塌地錢。

とあつて、塌地錢の誘が見える。塌地の塌は、一見、場の誤まりではないかとも疑はれるけれども、殿本局刻本皆な塌に作つて居るから、必しも誤まりではあるまい。塌は、康熙字典に、唐韻其他を引いて唐韻。都盍切。集韻。德盍切。竝讀與荅近。手打也。○中 集韻。託合切。音塔。冒也。摹也。○中 韻會。託盍切。音塌。義同。今用紙墨磨摹古碑帖曰塌。云云と云ひ、主として古碑帖を磨摹するの意に用ひられた文字であるが、碑帖の面に紙を置いて磨摹するが如く、邸中に物貨を置いて通過するといふやうな意味から塌地錢の語は生じ來つたのであらう。此の場合の塌の意味は場の其れに似ては居るが、稍相違したやうである。

塌坊の語は、元を経て、少くとも明の初めまでは行はれたのである。此れは、元末の作曲家、杭州の秦簡夫が東堂老雜劇第一折に楊州奴云。沒恁孩兒商量做買賣到。那塌○塌の誤り房裏。不要黑地

裡交與他鈔。とあり、又、明太祖實錄卷二百一十一 洪武二十四年八月辛巳の條に、初京師輻輳○漢の軍民居

空○室の誤り 皆官所給。連廊櫛比。無復隙地。商人貨物至者。或止于舟。或貯于城外民居。駟僮之地。從而

持其價。高低悉聽斷於彼。商人病之。上知其然。遂命工部。於三山等門外瀕水處。爲屋數十楹。名曰塌

坊。商人至者。俾悉貯貨其中。既納稅。從其自相貿易。駟僮無所與。商旅稱使○便の誤り とあり、明史食貨

志五、商稅の部にも此の事を略叙して後、永樂初○中 準南京例。置京城官店塌房○中 宣德四年。以

鈔法不通。由商居貨不稅。由是於京省商賈湊集地。市鎮店肆門攤稅課。增舊凡五倍。兩京蔬果園。不論

官私。種而鬻者。塌房庫房店舍居商貨者。○中 悉令納鈔。云云と云つたのなどに依つて知ることが出

來る。

第七 結 語

以上各章に述べた所に依つて、唐宋時代に於て倉庫營業が行はれ、其の建物が邸・店・樓・廊・堆垛場・塚場・塌坊塌場などと呼ばれたこと、邸店の語は主として唐代に行はれ、廊・堆垛場・塌坊等は宋代に行はれたこと、倉庫には官有と私有とがあつて、官有の倉庫には唐の方鎮の邸店や宋の堆垛場の如く官自ら經營するものもあつたけれども通常は人に貸附けて營業せしめたいこと、總べて倉庫は商人の貨物を預かつて一定の保管料を收め、之を管巡廊錢など呼んだこと等が知られる。

倉庫營業が隋唐時代に於て既に相當發達して居たことは、第一章に述べた如く、洛陽の豐都市・長安の東西市などに多數の邸店の存したことに依つても窺はれる。さうして宋代に至つて更に旺盛に爲つたことは、當時公私の倉庫が益多く設置せられ、官有倉庫の事務及び其他を掌る爲めに特に樓店務といふ官署が設けられ、杭州には四面水を環らした堅固無比の場坊さへ建設されたことなどに依つて察せられる。支那の商業は唐宋特に宋に至つて著大なる進展を遂げたのであるが、倉庫も亦此れに伴なつて發達したのである。抑も支那商業の主要なる要素は鋪商と客商とであつて、此れは今も昔も殆ど變りはない。鋪商とは或一都府に定住して店鋪を開設して居る商人である。客商は客人とも或は單に客とも呼ばれ、物貨を其の生産地から需要地に携へ行いて販賣する商人である。邸店等の名を以て呼ばれた倉庫は鋪商も之を利用しなかつたではあるまいが、——場坊の如きは明かに鋪商も利用したのであるが——併し主として客商の爲めに設置せられたものであらう。玉壺野史・續資治通鑑長編等には汴河・蔡河の沿岸に樓・房廊を置いたことが見え、都城紀勝・夢梁錄には北關水門内の水路に沿うて場坊の設けられたことが見え、總じて倉庫は水次に多く設立せられたやうである。客商は車も勿論用ひたらうけれども、主として水利をたどり、船に依つて其の貨物を運搬したのであるから、さてこそ倉庫が水次に多く設けられたのであらう。倉庫が乏しければ、客商は其の貨物の賣捌上非常の不便と不利とを蒙らなければならぬ。此れは、後世の記録ではあるが、明太祖實錄、洪武二十四年八月辛巳の條に、前章にも引用した

如く、

初京師輻輳○漢の軍民居空○室の皆官所給。連廊櫛比。無復隙地。商人貨物至者。或止于舟。或貯于城外民居。駟僮之地。從而持其價。高低悉聽斷於彼。商人病之。云云。

とあるに依つても窺はれる。されば、倉庫が多く提供されれば、客商は比較的安全な貨物置場を得ると同時に、駟僮牙行の徒に依つて過當の廉價を強要されることから免れることが出来る。さうして倉庫業者は藏敷を收める外、客商と牙行との間に立つて斡旋し、若干の手敷料を收める機會を攫み得る筈である。舊唐書食貨志上、元和四年閏三月の勅に

上略 自今已後、有因交關用欠陌錢者。宜令本行頭及居停主人牙人等。檢察送官。如有容隱。兼許賣物領錢人糾告。其行頭主人牙人。重加科罪。云云。

とあつて、欠陌錢を使用する者あらば、行頭（同業商店町の町長）及び居停の主人・牙人をして之を檢察して官に送らしめることが見える。居停といふ語は、人を泊める場合にも貨物を預かる場合にも用ひられるが、茲では貨物を除外して解釋すべきでない。されば居停の主人とは、倉庫の持主又は倉庫旅館兼業者を指すものと解すべきであらう。又宋の王溥の五代會要卷二十六市、周、廣順二年十二月の條には

開封府奏。商賈及諸色人訴稱。被牙人店主。引領百姓。賒買財貨。違限不還。甚亦將物去後。便與牙人設計公然隱沒。云云。

とあつて、牙人と店主とが百姓をして客商の財貨を賒買（掛買）して還さしめず、或は公然隠没するものもあつたことを載せて居る。店主は居停主人と同じ意味に解す可きであらう。此くの如く、倉庫業者若しくは倉庫旅館兼業者をして牙人と共に欠陌錢を用ひるものを取締らしめたことや、彼等が牙人と相結んで姦利を貪つたことが傳へられて居るが、此れは當時倉庫業者等が牙人と共に客商の貨物賣捌に關與しつゝあつた爲めであらう。現在、支那には客棧と呼ぶ倉庫旅館兼業者があつて、其の中には往住客商の爲めに周旋して口錢を收めるものがあると聞くが、斯かる慣習は唐代に於て既に存在したことであらう。要するに、倉庫業には弊害もあつたけれど、此れに依つて客商の利便が増進され、商業の發達が助長されたことは甚大であつたであらう。

我が源順の和名類聚抄卷三居處部、邸家の條に

辨色立成云。邸家邸音丁禮反。今案俗云津屋。此類也。停賣物取賃處也。

とある。辨色立成は日本最古の辭書の一つで、藤原佐世の日本國見在書目録にも載つて居る。其の編纂の時期は詳でないが、日本國見在書目録が宇多帝の寛平中に成つたことから推して、其れ以前であつたことは分明である。さて辨色成立に見える邸家は、支那傳來の語で、勿論邸と同義であらう。邸家といふ語は現存の支那の古書には殆見えないが、顧ふに此れは俗語で、其れが爲めに學士文人の筆に上らなかつたのであらう。停賣物取賃處也とは、他人の物貨を停藏し、若しくは他人に代つて之を沽賣して賃

錢を取る處の意である。此の解釋は、當時日本に齎來された支那の文獻に本づいたものか、將た日本の邸家の實狀に依つて書卸したものか、詳でないが、假りに後者としても、邸家の營業其物が、其の名稱と共に支那から輸入されたであらうから、物を沽賣して賃を取るといふことも勿論我が國人が支那——適切に云へば唐から學んだものと見なければなるまい。唐宋の文獻は、邸店房廊等に於て客商の委託を受けて其の物貨を販賣したといふことを載せて居らぬ。即ち邸店房廊等が問屋の業務を兼ね營んだといふことを載せて居らぬ。併乍ら右の推定が誤つて居ないとすれば、唐代並に宋代の倉庫業者は、一面問屋をも營みつゝあつたと見て妨げあるまい。因みに言ふ、上に掲げた如く和名類聚抄には邸家を俗に津屋と呼んだことが見えるが、此れに就いて故横井時冬博士の日本商業史第九章には「海舶輻湊の地に貨物を停め置き其物を賣りて賃を取る所の者ありこれを邸家ツヤといふつやは津屋の義なり」と説かれた。即ち横井博士は津屋といふ國語に對して邸家といふ漢字を當籤めたと解釋されたやうであるが、此れは本末を顛倒したものであらう。邸家は、日本に於ても、支那に於けると同じく、主として水陸の要衝に設けられたであらうから、邸家の和名を定める時、其の事實に適合し、且つ其の發音も幾分原語に近い津屋といふ言葉を選んだのであらう。即ち邸家といふ漢語が先づ存し、次いで津屋といふ國語が起つたのであつて、津屋が先づ存して邸家が次に起つたのではあるまい。

註一 唐宋時代に於ては、同業商店、相集まつて一個の町を成し、此れを行き呼び、其の首長を行頭と呼んだ。さうし

て同行の商店は自ら又一組の組合を成したので、行頭は一面に於ては其の組合長であつたやうである。此れに就いては、近く刊行せらるべき白鳥博士還曆祝賀紀念論文所載拙稿「唐宋時代の商人組合行に就いて」詳論して置いたから参照せられんことを望む。

加 藤 繁